

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(") 1
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) <1・23揭示> 1

告 示

高知県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
乾 齒 科 香南市野市町西野2359番地5 平25・1・1

高知県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年2月5日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日

医療法人乾会乾 香南市野市町西野2706-20 平24・12・31
齒科

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年1月23日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年1月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的	
平成25 年1月 23日	変更 前	特定非 営利活 動法人 図書館 結の会	田中 嘉 一	土佐清 水市幸 町4番 19号	この法人は、社会 教育法、図書館法 の精神に則り、主 に土佐清水市民に 対して、正確な情 報、記録や資料、 優れた書物等図書 館資料を自由に選 択できるよう公平 な提供をし、要求 に応えるよう努め るとともに土佐清 水市民の教育と文 化の発展に寄与す ることを目的とす る。
	変更 後	〃	〃	〃	この法人は、社会 教育法の精神に則 り、主に土佐清水 市民に対して、正 確な情報や記録・ 優れた資料を自由 に選択できるよう

公平な提供をし、
要求に応え、並び
に生涯学習の事
業、実生活に関す
る教育を行い、市
民の教養の向上、
情操の純化を図る
よう努め、市民の
教育と文化の発展
に寄与することを
目的とする。